

曾我事務所ニュース

相変わらず多い残業代未払トラブル 就業規則・賃金規程の見直しを！

運送業、建設業で残業代不払いトラブルが多発しています。特に建設業では、始業・終業が不明確です。ポイントは、「残業代の1時間単価の算出方法と労働時間の把握」です。残業代の計算上、1時間単価の算出は、まず年間総所定労働時間を算出し、その値を12等分して1か月あたりの平均所定労働時間を算出します。そして、基準賃金（※）で割って1時間単価を算出します。労働時間とは管理監督されている時間です。準備時間も含め労働時間です。（※）基準賃金…基本給と諸手当の合計のこと。ただし、家族手当と通勤手当は除く。

歩合給のところは特に注意してください。 裁判になり、歩合給と認められるには賃金規程に最低でも明確になっていなければなりません。

定額残業代はこれまで80時間と設定してもOKでした。労働基準監督署によっては、これで良しとするところもありますが、最近の裁判所は45時間以上の定額残業代を認めない傾向にあります。**ともかく時間短縮と正確な労働時間把握に努めてください。残業代の時効が2年から3年に延長しました。** 中小企業にとっての最大の隠れ債務です。

パートさんには必ず労働条件を書面で！口約束はトラブルの元

雇用の不安定な時代です。「急に辞めろと言われても、そんな約束はしていない！」とパートさんから訴えられる事例が多発しています。こうした場合は殆どが書面で労働条件を明示していません。特に期限の定めは明確にしましょう。「パートだから半年契約が当たり前！」では通りません。これまでは、募集してもなかなかよい人が来てくれませんでした。ところが、最近は情勢が変わりました。業種により困難な事業もありますが、思いがけずよい人が来てくれることがあります。ある事務所で事務員を募集したところ、よい人が来てくれたからと「すぐに採用します！」と言ってしまいました。ところがしばらくし、もっとよさそうな人が応募してくれました。前の人ではなくこの人にしようとして社長が決意しても、簡単にいきません。

男性の育児休業助成金、実質4日休業で助成金57万円

夫の育休はたとえ5日でも出産女性にとって命綱

妊婦の死因のトップが自殺

男性の5日の育休のうち1日は休日でもOK（労働日は4日でOK）

出産後男性が育休を取ることは女性にとっても精神安定上有益です。産後自殺が最も多いのは厚生労働省の調査では産後2週間以内です。

〒262-0033
千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail: soga@sogaoffice.jp(曾我宛)
: srsogat@sogaoffice.jp(事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士 曾我 浩
行政書士

～協会けんぽ～ 扶養家族の調査が10月以降に行われます！

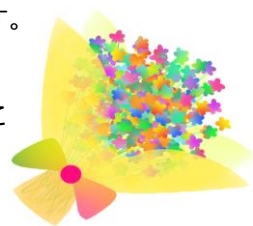
協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、毎年、被扶養者資格の再確認を行っています。

【リスト等の送付期間】 令和3年10月下旬～11月中旬（予定）
【リスト等の提出期限】 令和3年12月20日（月）

すでに被扶養者資格を喪失していると分かった場合は、協会けんぽからの扶養調書の書類を待たずに削除の手続きを行いますので、早めに当事務所へご連絡ください。

10月は中退共制度の「加入促進強化月間」です

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の定着を図るためにできた制度です。退職金制度があることにより、従業員が安心して働けるようになり、社員定着と生産性の向上につながります。また、国の制度であるため、確実に退職金が支払われ、税制上の優遇措置を受けることもできます。一般の中小企業を対象とする制度のほか、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒業、林業を対象とした制度もあります。



【令和3年】最低賃金額

都道府県名	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	発効予定年月日（※2）
千葉	953円 (925円)	28円	2021年 10月1日
東京	1041円 (1013円)	28円	2021年 10月1日
埼玉	956円 (928円)	28円	2021年 10月1日
茨城	879円 (851円)	28円	2021年 10月1日
神奈川	1040円 (1012円)	28円	2021年 10月1日
高知	820円 (792円)	28円	2021年 10月2日

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和3年度地域別最低賃金額の改定について、すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました。引き上げ額は前年度比28円（3.1%）、全国平均で時給930円となりました。都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。



11月は「過労死防止月間」です

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患や心臓疾患を原因とする死亡、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害を指します。建設業、運送業では特に長時間労働に注意してください。



今年は国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行う予定です。